

## 恵庭市不動産流通サポート事業について

### 1. 目的

市と市内不動産事業者が連携し、「市内の不動産の利活用」と「空き家の発生の抑制」に取り組む

### 2. 実施概要

#### (1) 所有者向け事業周知の実施状況

令和6年度以降、市内の不動産所有者に対し、固定資産税通知等の既存の行政手続きを活用した周知を中心に不動産流通サポート事業を展開しており、これらの取組により、延べ約51,000部のチラシ等を配布し、幅広い世代・属性の不動産所有者に対して周知を行ってきたところである。

＜周知手法＞

- ・市ホームページ、広報えにわへの掲載
- ・固定資産税納入通知へのチラシ同封（令和6・7年度）
- ・空き家・空き地関連通知（空き家啓発チラシ、草刈DM等）への同封
- ・市役所窓口、公共施設・民間施設へのチラシ配架
- ・回覧板、町内会役員会での配布・口頭周知
- ・水道閉栓空き家所有者や管理不全空き家所有者への個別通知
- ・住み替えセミナーでの配布・口頭説明

#### (2) 不動産事業者登録に関する周知

市内の宅地建物取引業者を対象に、個別郵送や市ホームページを通じて事業者登録の周知を実施した。

- ・対象事業者数：41社
- ・登録事業者数：17社（令和7年12月時点）

一定数の事業者が登録し、市と連携した相談対応体制を構築している。

### 3. 事業実績

#### (1) 相談・申請等の実績

令和8年1月末時点における実績は以下のとおりである。

- ・相談実績：10件
- ・申請実績：5件
- ・売買契約成立：1件

相談内容としては、単純な売却相談に限らず、相続を含む将来の不動産の扱いに関する相談が多く、全体の約4割を占めていた。

また、利用者からは、「どこに相談すればよいかわからなかった」、「最初から不動産事業者に相談することに不安があったが、市が間に入ることで相談しやすかった」といった声が寄せられている。

## (2) 事業の評価

本事業は、不動産の処分や相続に悩む市民にとって、相談の入口として一定の役割を果たしていると考えられる。

一方で、周知を行った件数と実際の相談件数には差があり、制度内容が十分に行動につながっていない側面も見られることから、周知方法等に課題があると認識している。

## 4. 今後の方向性

本事業は、一定の市民ニーズに応えている取組であることから、今後も引き続き継続する。

以上